

## 第Ⅰ章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

### 2 新潟市いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

### 3 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法第2条に規定されているいじめの定義を踏まえて、いじめの防止等に向けた取組を進める。

### 4 いじめの防止等に向けた方針

#### (1) 市として

- ・ 新潟市いじめ防止基本方針を策定し、必要な施策を総合的に実施する。
- ・ 学校、保護者、地域の連携を強化し、日ごろからいじめの予防や対処に努めるとともに、重大事態発生時に調査を行う組織を設置する。

#### (2) 学校として

- ・ いじめを生まない学校づくりに努める。
- ・ いじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもと共に解決を図るとともに、必要に応じて外部機関との連携を進める。

#### (3) 保護者として

- ・ 子どもの心情の理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもってはぐくむ。
- ・ いじめが許されない行為であることを子どもにしっかりと理解させ、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

#### (4) 市民として

- ・ 子どもの健やかな成長を願い、学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめの防止等に努める。

## 第Ⅱ章 いじめの防止等のために新潟市が実施する施策

### 1 新潟市いじめ防止市民連絡協議会の設置

学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が連携していじめの防止を目指し、健全育成にかかわる機関、諸団体と連携する。

### 2 新潟市いじめ防止対策等専門委員会の設置

いじめの防止等の対策を実効的に行い、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の調査や有効な対策を図る。

### 3 教育委員会の取組

- 「自律性と社会性を育む指導」の推進及び教員の資質の向上
- いじめの早期発見及び児童生徒の教育相談の充実に向けた支援
- 保護者・地域との連携、学校間連携、相談に係る組織的連携
- 「インターネットによるいじめ」の防止等に向けた取組の推進
- いじめに対する措置及び重大事態への対処

## 第Ⅲ章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

## 第IV章 重大事態への対処

### 1 重大事態への対処に当たっての方針

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童生徒、行った児童生徒のいずれにも、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

### 2 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味について

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）  
などの状況になったことをいう。

#### (2) 調査の目的及び調査組織

事実関係を可能な限り多方面から情報収集、整理し、いじめの全体像を把握する。

調査主体は学校若しくは教育委員会とし、そこでの調査結果について新潟市いじめ防止対策等専門委員会が検証を行う。

#### (3) 重大事態が発生した場合の初期対応

学校は、情報を収集、整理し、いじめの概要を速やかに教育委員会に報告する。

教育委員会は、市長に報告する。

- ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

#### (4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供
- ② 市長への報告

### 3 調査結果の報告を受けた市長による検証及び措置

#### (1) 検証

市長は、新潟市いじめ防止対策等専門委員会による調査の結果について、検証の必要があると認めるときは、検証を行うことができる。

#### (2) 新潟市いじめ問題調査点検委員会の設置

市長の附属機関として「新潟市いじめ問題調査点検委員会」を設置する。

#### (3) 検証の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、検証の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。検証を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。

### 4 関係児童生徒及び保護者への対応

- (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応
- (2) いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

## 第V章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、法及び国の基本方針の見直しの状況や、いじめに係る国からの通知、また、児童生徒のいじめの状況等をもとに、必要に応じて見直すものとする。